



# 山形県公報

令和5年4月1日(土)

号 外 (14)

## 目 次

### 人事委員会関係

#### 規 則

- 山形県人事委員会規則 2-2 (事務局の組織) の一部を改正する規則…………… 1
- 山形県人事委員会規則 4-1 (職員の任用に関する規則) の一部を改正する規則…………… 同
- 山形県人事委員会規則 4-5 (公益的法人等への職員等の派遣等に関する規則) の一部を改正する規則… 2
- 山形県人事委員会規則 5-1 (給与の支給に関する基準と手続) の一部を改正する規則…………… 同
- 山形県人事委員会規則 7-5 (職員の退職管理に関する規則) の一部を改正する規則…………… 5
- 山形県人事委員会規則14-3 (県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則) の一部を改正する規則…… 同

### 人事委員会関係

#### 訓 令

- 山形県人事委員会公文書管理規程の一部を改正する訓令…………… 同

## 人事委員会関係

### 規 則

山形県人事委員会規則 2-2 (事務局の組織) の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月1日

山 形 県 人 事 委 員 会  
委 員 長 安 孫 子 俊 彦

#### 山形県人事委員会規則 2-2 (事務局の組織) の一部を改正する規則

山形県人事委員会規則 2-2 (事務局の組織) の一部を次のように改正する。

第4条第1項中 「課長 主幹」 を「課長」に、「主任主事 主事」 を「主事」に改める。

第5条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項から第7項までを1項ずつ繰り上げ、第8項を削り、第9項を第7項とする。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則 4-1 (職員の任用に関する規則) の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月1日

山 形 県 人 事 委 員 会  
委 員 長 安 孫 子 俊 彦

#### 山形県人事委員会規則 4-1 (職員の任用に関する規則) の一部を改正する規則

山形県人事委員会規則 4-1 (職員の任用に関する規則) の一部を次のように改正する。

別表第1行政職給料表適用職の項知事の項本庁の項職級1の欄中「危機管理監」を 「危機管理監 洋上風力推進監 技術統括監」 に改め、

同項職級2の欄中「次長 参事」を「次長」に、「技術戦略監 整備推進監」を「技術戦略監」に改め、同表行政職給料表適用職の項人

事委員会の項人事委員会事務局の項職級3の欄中「主幹」を削り、同表行政職給料表適用職の項教育委員会の項中

「

教育庁	本庁
	教育事務所

」を「

教育局	本局
	教育事務所

」に改め、同項職級2の欄中「

教育次長
------

」を「

局長	教育次長
----	------

」に改め、同項職級6

の欄中「

係長	主査
----	----

」を「

係長	主査	主任主査
----	----	------

」に改め、同表行政職給料表適用職の項企業管理者の項本局の項職級2

の欄中「参事」を削り、同表中「

教育庁
教育庁

」を「

教育局
教育局

」に改め、同表医療職給料表(2)適用職の項教育委員会の

項中「

教育庁
-----

」を「

教育局
-----

」に改め、同表医療職給料表(3)適用職の項知事の項出先機関の項職級4の欄中

「

専門員
課長補佐

」を「

課長補佐
専門員

」に改める。

別表第3 医師及び歯科医師の職の項知事の項出先機関の項職級2の欄中「

子ども医療療育センターの支所長
-----------------

」を「

子ども医療療育センターの支所長	総合支庁の主幹
-----------------	---------

」に改め、同項職級3の欄中「

総合支庁の専門員
----------

」を削る。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則4-5（公益的法人等への職員等の派遣等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月1日

山形県人事委員会  
委員長 安孫子 俊彦

**山形県人事委員会規則4-5（公益的法人等への職員等の派遣等に関する規則）の一部を改正する規則**

山形県人事委員会規則4-5（公益的法人等への職員等の派遣等に関する規則）の一部を次のように改正する。  
第2条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、第9号及び第10号を削る。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月1日

山形県人事委員会  
委員長 安孫子 俊彦

山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則

山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を次のように改正する。

第8条第3項第8号中「次長、」を「次長、副所長、」に改め、同項第11号中「観光文化スポーツ部観光復活戦略課長」を「観光文化スポーツ部観光復活推進課長」に改める。

別表第9中

6	健康福祉部 コロナ収束総合企画課
---	---------------------

を

6	健康福祉部健康 福祉企画課
---	------------------

に改める。

別表第10中

		医療統括監	
--	--	-------	--

を

		医療統括監 技術統括監	
--	--	----------------	--

に、

		参 事 技術戦略監 整備推進監	
--	--	-----------------------	--

を

		技術戦略監	
--	--	-------	--

に、

		室 長 主 幹	4 種
--	--	------------	-----

を

		室 長	
		主 幹	4 種 (人事 委員会 と協議 して定 めるも のにあ つては 3種)

に、

鳥海学園	園 長	3 種
------	-----	-----

を

鳥海学園	園 長	3 種
	主 幹	4 種

に、

人事委員会事務局	局 長	特1種
	課 長	3 種
	主 幹	4 種

を

人事委員会事務局	局 長	特1種
	課 長	3 種

に、

	教 育 庁	教育次長	1 種
--	-------	------	-----

	課長 室長 管理主幹 保健・食育主幹	3種
	主幹（支給区分3種のものを除く。）	4種
教育センター	所長	1種
	副所長	4種 （人事委員会と協議して定めるものにあつては3種）
教育事務所	所長	1種
	副所長	3種
	課長 主幹	4種
図書館	館長	1種
	副館長	4種
	主幹	

を

教育局	本局	局長 教育次長	1種
		課長 室長 管理主幹 保健・食育主幹	3種
		主幹（支給区分3種のものを除く。）	4種
		所長	1種
教育局	教育事務所	副所長	3種
		課長 主幹	4種
		館長	1種
図書館		副館長 主幹	4種
		所長	1種
教育センター		副所長	4種 （人事委員会と協議して定めるものにあつては3種）

に改める。

別表第14中 

新庄警察署	肘折駐在所	4	級
長井警察署	中津川駐在所		

 を

新庄警察署	肘折駐在所	4	級
-------	-------	---	---

 に改める。

別表第15イの項の表中 

同	大蔵中学校		
	米沢市立三沢西部小学校		

 を

同	大蔵中学校		
---	-------	--	--

 に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則7-5（職員の退職管理に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月1日

山形県人事委員会  
委員長 安孫子 俊彦

**山形県人事委員会規則7-5（職員の退職管理に関する規則）の一部を改正する規則**

山形県人事委員会規則7-5（職員の退職管理に関する規則）の一部を次のように改正する。

第14条第2号ヌ中「教育庁本庁」を「教育局本局」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則14-3（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月1日

山形県人事委員会  
委員長 安孫子 俊彦

**山形県人事委員会規則14-3（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則**

山形県人事委員会規則14-3（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

別表知事部局本庁の項職の欄中「危機管理監」を「危機管理監、洋上風力推進監」に、「会計管理者」を「技術統

括監、会計管理者」に改め、「整備推進監」を削り、同表中 

教育庁	本庁
	教育事務所

 を

教育局	本局
	教育事務所

 に改め、同表教育庁本庁の項職の欄中「教育次長」を「局長、教育次長」に改め、同表

人事委員会事務局の項職の欄中「主幹」を削り、「任用主査」を「企画主査」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**訓 令**

**山形県人事委員会訓令第3号**

事務局

山形県人事委員会公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年4月1日

山形県人事委員会  
委員長 安孫子 俊彦

**山形県人事委員会公文書管理規程の一部を改正する訓令**

山形県人事委員会公文書管理規程（令和2年3月県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。  
第32条第2項並びに第45条第2項及び第3項中「総務部学事文書課長」を「総務部高等教育政策・学事文書課長」に改める。

**附 則**

この訓令は、公布の日から施行する。